## 日本放射線治療専門放射線技師認定機構定款

平成17年3月12日制定 平成20年3月 8日改定 平成21年3月 7日改定 平成26年3月 8日改定

第1条 総則

(名称)

第1条 本会は、日本放射線治療専門放射線技師認定機構と称し、英文名で The Japan Professional Accreditation Board for Radiotherapy Technologist と称する。

(構成)

第2条 本会は、放射線治療の向上を目指す、しかるべき公益的団体等により構成することができる。

(事業所)

- 第3条 本会の事務所は、理事長が指定した地に置く。
  - 2 本会は、評議員会の議決を経て、従たる事務所を必要な地に置くことができる。(目的)
- 第4条 本会は、関連学会等の連携により、統一的基準に基づいて、医療施設等における放射線 治療を専門とする診療放射線技師(放射線治療専門放射線技師という)の認定を行い、 わが国の放射線治療専門放射線技師の国際的な同等性を確保するとともに、専門教育の 振興を図り、国際的に通用する放射線治療専門放射線技師の育成を通じて国民の福祉と 社会の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

- 第5条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。
  - (1) 放射線治療専門放射線技師の技術向上および医療安全に関すること。
  - (2) 放射線治療専門放射線技師の認定に関すること。
  - (3) 放射線治療専門放射線技師の育成および教育セミナーに関すること。
  - (4) 機関誌等の発行に関すること。
  - (5) 放射線治療に関する調査および情報交換の推進に関すること。
  - (6) 関連学会および団体への事業協力に関すること。
  - (7) その他、本会目的のための事業推進に関すること。
  - 第2章 放射線治療専門放射線技師および放射線治療専門放射線技師補 (役割)
- 第6条 放射線治療専門放射線技師の役割は、次のとおりである。
  - (1) 専門的な知識と技術を高め、高度な放射線治療を円滑に行うこと。
  - (2) 患者の全般的な安全性と快適性に配慮して、確実な位置決め照準と適切な投与線量の 照射を行うこと。
  - (3) 放射線治療における高度な治療計画を修得し、実行すること。

- (4) 放射線治療における高度な放射線計測を修得し、実行すること。
- (5) 放射線治療における放射線治療機器、治療計画装置、および関連機器・器具等の品質 保証・品質管理を修得し、実行すること。
- (6) 放射線治療分野の放射線安全管理を適切に実行すること。
- (7) 放射線治療における医療安全対策を企画・立案し、実行すること。
- (8) その他
- 第7条 放射線治療専門放射線技師補の役割は、次のとおりである。
  - (1) 放射線治療専門放射線技師を補佐する。

## 第3章 会員

(種別)

- 第8条 本会の会員は次のとおりとする。
  - (1) 正会員 本会において認定された放射線治療専門放射線技師、および放射線治療専門放射線技師補
  - (2) 賛助会員 本会の目的に賛同し、その事業に協力しようとする個人または団体 (入会)
- 第9条 本会の正会員は、放射線治療専門放射線技師の試験に合格、また、一定の認定基準を満たし、認定を受けた者を登録して入会とみなす。正会員への登録にあたっては理事会の 承認を得なければならない。
  - 2 賛助会員として入会しようとする者はその旨を理事長に届出なければならない。入会手 続きについては別に定める。

(会費)

第10条 会員の会費は別に定める。

(退会)

- 第11条 会員が次の各号の一つに該当するときは、退会したとみなす。
  - (1) 正会員においては認定資格の更新を逸したとき。
  - (2) 賛助会員においては退会の意志を表明したとき。退会手続きについては別に定める。
  - (3) 禁治産および準禁治産の宣告
  - (4) 死亡失踪宣告
  - (5) 除名

(除名)

- 第12条 会員が次の各号の一に該当するときは、理事会の議決を得て、これを除名することができる。
  - (1) 本会の定款又は規則に違反したとき
  - (2) 本会の名誉を毀損し、又は本会の目的に反する行為をしたとき。
  - 2 前項の規定により会員を除名する場合は、当該会員にあらかじめ通知するとともに、 除名の議決を行う評議員会において、当該会員に弁明の機会を与えなければならない。 (会員資格の喪失に伴う権利及び義務)
- 第13条 会員が第11条又は第12条の規定によりその資格を喪失したときは、本会に対する権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。
  - 2 本会は、会員がその資格を喪失しても、すでに納入した拠出金その他は返還しない。

第4章 役員、評議員、顧問

(種類及び定数)

- 第14条 本会に次の役員を置く。
  - (1) 理事 6名以上12名以内
  - (2) 監事 2名以内
    - 2 理事のうち、1名を理事長、1名を副理事長、1名を専務理事とする。

(選任)

- 第15条 理事及び監事は、理事会において第2条の構成の中から選任し、評議員会の承認を 受けなければならない。また、診療放射線技師の資格を有しなければならない。
  - 2 評議員会が招集されるまでの間において、補欠又は増員のための理事又は監事を緊急 に選任する必要があるときには、前項の規定にかかわらず、理事会の議決を得て、こ れを行うことができる。この場合においては、当該理事会開催後の最初に開催される 評議員会において承認を受けなければならない。
  - 3 理事長、副理事長及び専務理事は、理事会において理事の互選により定める。
  - 4 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

(職務)

- 第16条 理事は、理事会を構成し、業務の執行を決定する。
  - 2 理事長は、本会を代表し、業務を統括する。
  - 3 副理事長は、理事長を補佐して、業務を掌理し、理事長に事故あるとき又は理事長が 欠けたときは、理事会においてあらかじめ定めた順序により、その職務を代行する。
  - 4 専務理事は、理事長及び副理事長を補佐して、業務を総括する。
  - 5 監事は、理事の業務執行と財産の状況を監査する。

(任期)

- 第17条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
  - 2 補欠又は増員により選任された役員の任期は、前項の規定に関わらず、前任者又は他 の現任者の在任期間とする。
  - 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わ なければならない。

(解任)

- 第18条 役員が次の各号の一に該当するときは、評議員会において評議員総数の3分の2以上の議決を得て、当該役員を解任することができる。
  - (1) 心身の故障のための職務の執行に堪えないと認められるとき。
  - (2) 職務上の義務違反その他役員たるにふさわしくない行為があると認められるとき。
  - 2 前項第2号の規定により解任する場合は、当該役員にあらかじめ通知するとともに、解 任の議決を行う評議員会において、当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬)

第19条 役員は、無報酬とする。ただし、常勤の役員については、理事会の同意を得て、報酬を支給することができる。

(評議員)

- 第20条 本会に評議員30名を越えない範囲で置くことができる。
  - 2 評議員は、評議員会を通じて会務の運営に参加する。

3 評議員の選出については別に定める。

(顧問)

- 第21条 本会に顧問3人以内を置くことができる。
  - 2 顧問は、学識経験者又は本会に功労があった者のうちから、理事会の推薦により、理事長が委嘱する。
  - 3 顧問は、本会の運営に関して理事長の諮問に答え、又は理事長に対して意見を述べる。
  - 4 第18条第1項の規定は、顧問について準用する。

## 第5章 会議

(種別)

第22条 本会の会議は、評議員会及び理事会とし、評議員会は、通常評議員会および臨時評 議員会とする。

(構成)

- 第23条 評議員会は、評議員をもって構成する。
  - 2 理事会は、理事をもって構成する。
  - 3 監事は、理事会に出席して意見を述べることができる。

(機能)

- 第24条 評議員会は、この定款に別に定めるもののほか、本会の運営に関する重要事項を議 決する。
  - 2 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の事項を議決する。
  - (1) 評議員会の議決した事項の実行に関する事項
  - (2) 評議員に付議すべき事項
  - (3) その他、評議員会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(開催)

- 第25条 通常評議員会は、毎年1回以上開催する。
  - 2 臨時評議員会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
  - (1) 理事会が必要と認めたとき
  - (2) 評議員総数の5分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき
  - 3 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
  - (1) 理事長が必要と認めたとき
  - (2) 理事現在数の3分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき
  - (3) 監事から招集の請求があったとき

(招集)

- 第26条 評議員会及び理事会は理事長が召集する。
  - 2 評議員会を招集する場合は、日時及び場所並びに会議の目的たる事項及びその内容を示した書面をもって、開会の7日前までに通知しなければならない。
  - 3 前項の規定は、理事会についても準用する。ただし、議事が緊急を要する場合において、あらかじめ理事会において定めた方法により召集するときは、この限りではない。
  - 4 前条第2項若しくは第3項第2号の規定により請求があったときは、理事長は、速やかに会議を招集しなければならない。

(議長)

第27条 評議員会および理事会の議長は、理事長がこれにあたる。ただし、第25条第2項

第2号の規定により請求があった場合において、臨時評議員会を開催したときは、出席 評議員のうちから議長を選出する。

(定足数)

第28条 評議員会及び理事会は、構成員の2分の1以上の出席をもって成立する。 (議決)

- 第29条 評議員会及び理事会の議決は、この定款に別に定める場合を除くほか、出席構成員 の過半数の同意でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
  - 2 評議員会及び理事会において、第26条第2項又は第3項の規定によりあらかじめ通知 された事項についてのみ議決することができる。ただし、議事が緊急を要するもので、 出席構成員の3分の2以上の同意があった場合は、この限りではない。
  - 3 議決すべき事項につき特別な利害関係を有する構成員は、当該事項について表決権を行使することができない。

(書面表決等)

- 第30条 やむをえない理由のために、評議員会および理事会に出席することができない構成 員は、あらかじめ通知された事項について書面又は代理人をもって表決権を行使するこ とができる。
  - 2 前項の代理人は、代理権を証する書面を会議ごとに議長に提出しなければならない。
  - 3 第1項の規定により表決権を行使する構成員は、第28条および前条第1項の規定の 適用について出席したものと見なす。

(議事録)

- 第31条 評議員会及び理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなけれ ばならない。
  - (1) 日時及び場所
  - (2) 構成員の現在数
  - (3) 出席した構成員の数及び理事会にあっては、理事の氏名(書面表決者及び表決委任者を含む)
  - (4) 議決事項
  - (5) 議事の経過の概要
  - (6) 議事録書名人の選任に関する事項
  - 2 議事録には、議長及び出席した構成員のうちからその会議において選任された議事録 書名人2人以上が書名捺印しなければならない。

第6章 認定

(認定基準、方法および認定料等)

第32条 認定基準、方法および認定料等については、別に定める。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

- 第33条 本会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。
  - (1) 設立当初の資産目録に記載された財産
  - (2) 認定料
  - (3) 寄付金

- (4) 資産から生ずる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(資産の管理)

第34条 本会の資産は、理事長が管理し、その管理の方法は理事会の議決による。 (経費の支弁)

第35条 本会の経費は、資産をもって支弁する。

(事業年度)

第36条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

- 第37条 本会の事業計画書及び収支予算書は、理事長が作成し、毎事業年度開始前に評議員会の議決を得なければならない。ただし、やむを得ない事情により当該事業年度開始前に評議員会を開催できない場合にあっては、理事会の議決によることも妨げない。この場合においては、当該事業年度の開始日から3月以内に評議員会の議決を得るものとする。
  - 2 前項のただし書の場合にあっては、評議員会の議決を得るまでの間、前事業年度の予 算執行の例による。
  - 3 第1項の規定による評議員会の議決を得た事業計画書及び収支予算書の変更は、理事 会の定めるところによりこれを行うことができる。

(事業報告及び決算書)

第38条 本会の事業報告書、収支決算書及び財産目録は、理事長が毎事業年度終了後に遅滞なくこれを作成し、監事の監査を経た上、当該事業年度終了後3月以内に評議員会の議決を得なければならない。

(特別会計)

- 第39条 本会は、事業の遂行上必要あるときは、評議員会の議決を得て、特別会計を設ける ことができる。
  - 2 前項の特別会計に係る経理は、一般の経理と区分して整理するものとする。

(収支差額の処分)

第40条 本会の収支決算に差額が生じたときは、評議員会の議決を得て、その全部又は一部 を積み立て、又は翌年事業年度に繰り越すものとする。

第8章 定款の変更および解散

(定款の変更)

第41条 この定款は、評議員会において評議員数の4分の3以上の議決を得なければ変更することはできない。

(解散)

第42条 本会は、評議員会での評議員総数の4分の3以上の議決をもって解散することができる。

(残余資産の処分)

第43条 本会が解散の際に有する残余資産は、評議員会において評議員総数の4分の3以上 の議決を得て、本会と類似の目的を有する他の法人又は団体に寄付するものとする。

## 第9章 補則

(備付け帳簿及び書類)

- 第44条 本会は、その主たる事務所に、次の各号に掲げる書類を備えなければならない。
  - (1) 定款
  - (2) 理事、監事の氏名、住所および略歴を記載した書類
  - (3) 行政庁の許可、認可を必要とする事業を行う場合は、その許可、認可等を受けていることを証する書類
  - (4) 定款に定める機関の議事に関する書類
  - (5) 資産及び負債の状況を示す書類
  - (6) 収入、支出に関する帳簿及び証拠書類

(委員会)

- 第45条 本会は、事業の円滑な遂行を図るために、委員会を設けることができる。
  - 2 委員会は、その目的とする事項について、調査し、研究し、又は審議する。
  - 3 委員会の組織及び運営に関して必要な事項は、理事会の議決を得て、理事長が別に定 める。

(事務局)

第46条 本会に、事務を処理するために、事務局を置く。

(実施細則)

第47条 この定款の実施に関して必要な事項は、理事会の議決を得て、理事長が別に定める。